

四庫全書総目提要 東坡全集 訳注

王 連 旺

はじめに

本稿は、四庫全書集部別集類に著録されている北宋の蘇軾（一〇三七—一一〇一）の『東坡全集』の提要を訳出するものである。本文に対する書き下し文については、既に原田種成氏の『訓点本四庫提要』^{注①}がある。また、本提要の本文に対する弁証には、既に余嘉錫氏の『四庫提要弁証』^{注②}があり、本提要が主に提示する版本の情報及びその流伝については、劉尚榮氏の「宋刊蘇軾全集考」^{注③}、祝尚書氏の『宋人別集叙録』^{注④}、楊忠氏の「蘇軾全集版本源流考弁」^{注⑤}、劉琳・沈治宏両氏共著の『現存宋人著述總録』^{注⑥}及び孔凡礼氏の『蘇軾詩集』^{注⑦}の「点校説明」、顧易生氏の『蘇軾詩集合注』の「前言」^{注⑧}などに緻密な考証が見られる。日本の研究では、小川環樹・山本和義両氏の『蘇東坡詩集』の「はしがき」^{注⑨}、向嶋成美氏の「蘇軾の作品集」^{注⑩}などがある。

右述のように、『東坡全集』に関する研究はかなり進ん

でおり、版本の情報及び流伝については、概ね明らかにされているが、『東坡全集』の基礎研究として、総目提要をより忠実に読み、また著者である紀昀の意図をよりよく理解する必要があると思われる。

今度の訳注は、一九六五年に中華書局より刊行された『四庫全書総目』を底本とする。本書は浙江本の影印本で、武英殿本（殿本）などの他の版と比べると文字及び内容の修訂が行われていることは既に近藤光男氏注^⑪が指摘するごとくである。また、文淵閣本の書前提要と比較すると単なる異体字の問題として処理できない字句の異同が見えるので、これについては適宜指摘することとする。なお、殿本、文淵閣本書前提要を以って底本の浙江本と校勘を行う。

本稿は、二〇一一年度、文教大学大学院にて開講された向嶋成美教授の講義において、筆者が担当した発表資料を基に整理を加えたものである。発表の際、御批正、御教授を賜った向嶋先生、また、同講義に参加して、御

批正、御教授を賜った樋口泰裕先生、同学の宇賀神秀一氏に記して深謝の意を表したい。

注① 汲古書院、一九九四年。

注② 中華書局、一九八〇年、卷二十二。

注③ 『蘇軾著作版本論叢』、巴蜀書社、一九八八年。

注④ 中華書局、一九九九年。

注⑤ 『中國典籍與文化』編輯部編、『中國典籍與文化論叢』第一輯、中華書局、一九九三年、また北京大學傳統文化研究中心編、『北京大學百年國學文粹』語言文獻篇、北京大學出版社、一九九八年などに所収されている。

注⑥ 中華書局、一九九九年、卷第九。

注⑦ 中華書局、一九八二年。

注⑧ 黃任軻・朱懷春点校、上海古籍出版社、二〇〇一年。

注⑨ 『蘇東坡詩集』第一冊、筑摩書房、一九八三年。

注⑩ 向嶋成美・高橋明郎、『唐宋八大家讀本』五、明治書院、二〇〇四年。

注⑪ 『四庫全書總目提要』唐詩集の研究』、研文出版、一九八四年。

訳注

以下、本文をⅠからⅣの段落に分け、原文、校勘、訓読文、現代日本語訳、注釈という順序で記述を加えていく。

I

〔原文〕

欽定四庫全書總目卷一百五十四

集部七

別集類七

東坡全集一百十五卷 内府藏本①

② 宋蘇軾撰。軾有『易傳』、已著錄。案③蘇轍作軾墓誌、稱軾所著有『東坡集』四十卷、『後集』二十卷、『奏議』十五卷、『内制』十卷、『外制』三卷、『和陶詩』四卷。晁公武『讀書志』、陳振孫『書錄解題』所載並④同、而別增『應詔集』十卷、合爲一編。即世所稱「東坡七集」者是也。『宋史』藝文志則載前後集七十卷。卷數與墓誌不合、而又別出『奏議補遺』三卷、『南征集』一卷、『詞』一卷、『南省說書』一卷、『別集』四十六卷、『黃州集』二卷、『續集』二卷、『北歸集』六卷、『儋耳手澤』一卷。名目頗爲叢碎。

〔校勘〕

① 書前提要、無「一百十五卷 内府藏本」句。

② 書前提要、宋字上有「臣等謹案東坡全集一百十五卷」

句。

③ 書前提要、無案字。

④ 書前提要、殿本、竝字作並。

〔訓詁文〕

集部七

別集類七

東坡全集一百十五卷 内府藏本

宋の蘇軾の撰。軾に『易伝』有り、已に著録す。案ずるに蘇轍 軾の墓誌を作り、軾の著す所、『東坡集』四十卷、『後集』二十卷、『奏議』十五卷、『内制』十卷、『外制』三卷、『和陶詩』四卷有り、と称す。晁公武の『讀書志』、陳振孫の『書録解題』の載する所並びに同じくして、而して別に『応詔集』十卷を増し、合わせて一編と為す。即ち世の称する所の「東坡七集」なる者はなり。『宋史』芸文志は則ち前後集七十卷を載す。卷数は墓誌と合わずして、又別に『奏議補遺』三卷、『南征集』一卷、『詞』一卷、『南省説書』一卷、『別集』四十六卷、『黄州集』二卷、『統集』二卷、『北帰集』六卷、『儋耳手沢』一卷を出だす。名目頗る叢碎為り。

〔現代語訳〕

集部七

別集類七【一】

『東坡全集』一百十五卷 内府藏本【二】

北宋の蘇軾の撰。蘇軾には『易伝』があり、既に著録されている【三】。思うに、弟の蘇轍は蘇軾の墓誌を作り、「蘇軾には『東坡集』四十卷、『後集』二十卷【四】、『奏議』十五卷【五】、『内制』十卷、『外制』三卷【六】、『和陶詩』四卷の著作がある【七】」と述べている。晁公武の『郡齋讀書志』と陳振孫の『直齋書録解題』に記載される内容はいずれも同じであるが、別に『応詔集』十卷を増やし、それらをまとめて一篇とした。これが即ち世に言う「東坡七集」である【八】。『宋史』芸文志には、東坡前集と東坡後集を合わせて七十卷を載せた。その卷数は墓誌には合わない。また別に『奏議補遺』三卷、『南征集』一卷、『詞』一卷、『南省説書』一卷、『別集』四十六卷、『黄州集』二卷、『統集』二卷、『北帰集』六卷、『儋耳手沢』一卷を載せたため、その書名や目次は頗る混乱している【九】。

〔注釈〕

【一】『東坡全集』は総目提要では、集部七別集類七に分類されている。四庫全書では、集部三別集類二に分類されている。

【二】四庫本『東坡全集』は清の蔡士英本を底本としている。

【三】『易伝』は『東坡易伝』を指す。蘇軾には、經学関係の著作が他に『論語説』と『書伝』の二作が見える。

【四】蘇軾の亡くなった翌年（一一〇二）に、弟の蘇辙は蘇軾の墓誌銘を書いた。即ち「亡兄子瞻端明墓誌銘」（『欒城後集』卷二十二）である。また、四庫本『東坡全集』、明の成化本「東坡七集」などにも「東坡先生墓誌銘」として収録されている。

『東坡集』（前集または正集と呼ばれることがある）は蘇軾が自ら編定した詩文集であり、蘇軾の知杭州軍州事時代（元祐六年、一〇九一）までの作品を収録している。『東坡後集』は劉沔が編纂し、蘇軾自ら認めたものであり、蘇軾の知杭州軍州事時代以降の作品を収録した（向嶋氏前掲論文）。また『東坡後集』の編者は蘇軾の末子蘇過であるという説もある（原田愛「蘇軾文集の編纂と蘇過」『中国文学論集』第三十七号、二〇〇八年）。「答劉沔書」（『経進東坡文集事略』卷四十六）によると、蘇軾は劉氏

が編定した『東坡後集』を高く評価しており、『東坡後集』の編者が劉沔であることには問題がないと思われる。

『東坡集』や『東坡後集』は蘇軾の生前に既に刊行され、蘇軾の最も重要な詩文を収録している。中国国家図書館及び日本の宮内庁書陵部、内閣文庫に両集の南宋の刊本の残本が存している。

【五】『奏議』、『内制』及び『外制』は蘇軾の奏議文や制書を集めたものである。『奏議』は熙寧二年（一〇六九）五月の「議学校貢舉状」から建中元年（一一〇二）六月の「乞致仕表」までの蘇軾の主要な奏議文を収録している。（孔凡礼『蘇軾年譜』、中華書局、一九九八年、一六〇頁、一四一―四頁）。

【六】『内制』と『外制』について、『宋史』職官志（中華書局、一九七七）は中書舍人及び翰林學士の条に次のように記している。

中書省 舍人 四人、舊六人。掌行命令爲制詞、分治六房、隨房當制、事有失當及除授非其人、則論奏封還詞頭。國初、爲所遷官、實不任職、復置知制誥及直舍人院、主行詞命、與學士對掌内外制。（卷一六二）

翰林學士院 翰林學士承旨 翰林學士 知制誥 直學士

院 翰林權直 學士院權直 掌制、誥、詔、令撰述之事……
自國初至元豐官制行、百司事失其實、多所釐正、獨
學士院承唐舊典不改。(卷一六二)

これらの記述を見てみると、中書舎人と翰林學士は「對掌内外制」の役割を果していることが分かる。また別の資料には次のように見える。

内制、翰林學士別名。

(南宋・趙昇『朝野類要』)

翰林學士官、謂之内制、掌王言、制誥、赦文之類。

中書舎人、謂之外制、亦王言凡誥詞之類。

(明・陸深『玉堂漫筆』)

以上の二条を参考すれば、翰林學士は内制を掌り、中書舎人は外制を掌るものであったことが分かる。

蘇軾が中書舎人の官に除せられたのは元祐元年(一〇八六)三月十四日であり、同年の九月十二日に翰林學士の職に除せられた。また、元祐四年(一〇八九)三月には龍圖閣學士の職で杭州の知州の職に除せられた。(孔氏の前掲書)

右述の解説に従ってみると、蘇軾は中書舎人として約六カ月の間外制を起草し、翰林學士として約三年半の間内制を起草していることになる。しかし、文淵閣版『東坡全集』巻一〇六、一〇七「外制制勅」によって、その外制の起草時期を見てみると、矛盾している点がある。たとえば、巻一〇六の始めの「除呂公著授守司空同平章軍国事加食邑実封餘如故制」(元祐三年四月四日)であるし、また起草時期を記したのが何篇もあるが、いずれも蘇軾の翰林學士の任の間に書かれたものであり、これらは蘇軾の任官時期に合わない。この疑問点を解決するには、北宋に行われた元豐改制を参考にする必要がある。

蘇軾が中書舎人の官に除せられた四年前の元豐五年は宋代政治上で非常に重要な政治改革が行われた。それがいわゆる「元豐改制」であり、宮崎市定氏は「宋代官制序説」(『宮崎市定全集 十』、岩波書店、一九九二年に所収。)において、元豐改制前後の官制について次のように述べている。

宋史職官志の分かりにくい原因は、先ずその構成の点に求められる。周知の如く、宋代の官制は第六代神宗の元豐五年に大改正があり、その前と後とでは、雲泥もただならざる程の違いがある。それは単に個々

の官衙、官職の問題でなく、実に全体の体系そのものが変わったのである。(宮崎氏の前掲論文)

また、宮崎氏は元豊改制以降の翰林学士について次のように述べている。

翰林学士はいわゆる内制、即ち天子の直接の詔を起草する職であり、これに反し、同じ天子のための代筆であっても、それが宰相の命によって起草せしめられる外制なるときは、知制誥がこれに当たる。

宮崎氏の説に従えば、蘇軾は翰林学士の任の間に外制制勅も起草したことが分かるのである。

【七】『和陶詩』は蘇軾自ら編定した陶淵明の詩に唱和した詩集である。また蘇過が編定とする説もある(原田氏前掲論文)。なお、以上の墓誌に見える『東坡集』、『後集』、『奏議』、『内制』、『外制』、『和陶詩』を合わせて東坡六集と言われている。

【八】『郡齋讀書志』(衢本)の卷十九、『直齋書録解題』の卷十七に『東坡全集』についての記載がある。

応詔は天子の命によって詩文を作ることである。六朝には多く応詔と言い、唐・宋の詩の標題には多く応詔と言

う。皆、天子の韻に奉和し、又は命を受けて作るもので、頌鷹の語が多い。蘇軾の『応詔集』はそういうものであつて、墓誌に見える東坡六集に加えて、合わせて東坡七集と呼ばれている。これで、東坡全集の原形がほぼそろつたことになる。

【九】『儋耳手沢』一卷は『宋史』芸文志を見ると、史類一に蘇轍の著作として、また集類一に蘇軾の著作として重複して著録されている。

II

〔原文〕

今考軾集在宋世原非一本。邵博『聞見後錄』稱、京師印本『東坡集』、軾自校。其中「香醪」字誤者不更見於他書。殆燬於靖康之亂。陳振孫所稱有杭本、蜀本。又有軾曾孫嶠所刊建安本。又有麻沙書坊大全集本。又有張某所刊吉州本。蜀本、建安本無『應詔集』。麻沙本、吉州本兼載『志林』、『雜說』之類、不加考訂。而陳鶴『著舊續聞』則稱姑胥居世英刊『東坡全集』、殊有序、又少①舛謬、極可賞。

〔校勘〕

① 書前提要、作絶少。

〔訓読文〕

今考うるに軾の集宋の世に在りては原より一本に非ず。邵博の『聞見後録』に称す、「京師印本の『東坡集』、軾自ら校す。其の中の「香醪」の字の誤りは更に他書に見えず。」と。殆ど靖康の乱に燬れしならん。陳振孫の称する所、「杭本、蜀本有り。又た軾の曾孫嶠の刊する所の建安本有り。又た麻沙書坊の大全集本有り。又た張某の刊する所の吉州本有り。蜀本、建安本に『応詔集』無し。麻沙本、吉州本兼ねて『志林』、『雜説』の類を載せ、考訂を加えず。」と。而して陳鵠の『耆旧統聞』は則ち称す、「姑胥の居世英の刊する『東坡全集』は殊に序有り、又舛謬少なく、極めて賞す可し。」と。

〔現代語訳〕

今、考察してみるに、蘇軾の作品集は宋の時代にもとも一種類ではなかった。邵博の『聞見後録』【一】を

見ると、次のように述べている。「京師印本の『東坡集』これは蘇軾自ら校訂したものである。その中の「香醪」の字の誤りは他のテキストの中に見えなくなった。」と【二】。思うに、蘇軾の作品集はほとんど靖康の乱の時に焼かれたのであろう【三】。また、陳振孫の称する所によれば、「蘇軾の全集には杭本もあれば、また蜀本があった。また蘇軾の曾孫に当たる蘇嶠が刊刻した建安本もある。また更には麻沙書坊の大全集本もある。また更には張某が刊行した吉州本もある。しかしながら、蜀本や建安本には『応詔集』が欠けているし、麻沙本、吉州本には『東坡志林』、『雜説』などの類が収録されているもの、考訂が加えられていない。」と【四】。そして、陳鵠の『耆旧統聞』には次のように述べている。「蘇州の居世英が刊行した『東坡全集』はきちんと作品の順列が整っており、誤りが少なく、極めて賞賛すべきである。」と【五】。

〔注釈〕

【一】邵博、字は公濟、南宋の人、生年は不詳、卒年は一一五八年である。邵博は、父親である邵伯温の『聞見録』を引き続いで、自分の著作を『聞見後録』と名付け

ている。『聞見後録』は、北宋の旧聞逸事を理解する上で、貴重な資料である。

【二】提要の指摘は『聞見後録』巻十九の次の一条に基づくのであろう。

蘇仲虎言、有以澄心紙求東坡書者。令仲虎取京師印本「東坡集」誦其中詩、即書之、至「邊城歲莫多風雪、強壓香醪與君別」、東坡閣筆怒目仲虎云、汝便道香醪。仲虎驚懼、久之、方覺印本誤以「春醪」爲「香醪」也。

(中華書局、一九八三年)

「邊城歲莫多風雪、強壓香醪與君別」は「送曾仲錫通判如京師」(孔凡札点校『蘇軾詩集』卷三十七に収録されている。)の中の二句である。孔氏の校勘記において、「春醪」を「香醪」と作るのは『王狀元集百家注分類東坡先生詩』系統のテキストだけである。現行の『東坡集』は「春醪」に作っている。

【三】北宋末期、いわゆる「元祐党禁」が起こり、元祐文人集団の代表者の蘇軾の作品集が禁じられた。次の幾つかの資料から当時の事情を大まかに了解できる。

『続資治通鑑長編拾補』巻二十一(中華書局、二〇〇四)

徽宗崇寧二年四月の条に、「丁巳、詔焚毀蘇軾東坡集並後集印板。」と記述しており、また、呉曾の『能改齋漫録』巻十一(上海古籍出版社、一九七九)に、「崇寧二年有旨、天下碑碣、榜額係東坡書撰者、並一例除毀。」と記述している。また更に、『宋会要輯稿』刑法二にも、「元祐學術」を禁ずる法令が見える。しかし、蘇軾の作品集が完全に焼かれたとは言えない。詳しくは楊忠氏の前掲論文を参考されたい。

【四】『直齋書録解題』巻十七に、その諸版本について次のように述べている。

東坡別集四十六卷

坡之曾孫給事嶠季真刊家集於建安、大略與杭本同。蓋杭本當坡公無恙時已行於世矣。麻沙書坊又有大全集、兼載志林、雜說之類、又雜以穎濱及小坡之文、且間有訛僞勦入者。有張某爲吉州、取建安本所遺盡刊之、而不加攷訂、中載應詔集也。

【五】陳鵠の『耆旧統聞』巻三に、高炎(字は玉父)によつて編まれた黃庭堅の作品集『豫章集』を批判する一条があり、『豫章集』の編集において、前後が矛盾していることを指摘している。その対比として、姑胥の居世英

によつて刊行された『東坡全集』を次のように述べている。

反不如姑胥居世英刊東坡全集殊有叙、又絶少舛謬、極可賞也。

なお、校勘①において、書前提要が「絶少」と作つてゐるのは、『西塘集著旧統聞』卷三の原文と一致してゐる。また、居世英について、何蓬の『春渚紀聞』卷三の「居四郎丹」條に、「密院編修居世英、彦實之父、人謂之居四郎者。」とある。提要が居世英本を「分類合編」のテキストとするのに対して、楊氏は胡仔の『苕溪魚隱叢話』卷二十八に見える次の記述を根拠として、「分集編訂」のテキストと判断してゐる。

東坡文集行於世者、其名不一、惟『大全』、『備成』二集、詩文最多、誠如所言、真偽相半。其後居世英家刊大字東坡前後集、最爲善本。世傳乃東坡手自編者、隨其出處、古律詩相間、謬誤絶少、如「御史府」諸詩、不欲傳之於世、「老人行」「題申王畫馬圖」非其所作、故皆無之。「後集」乃後人所編、惜乎不載「和陶」諸詩、大爲闕文也。

(人民文学出版社、一九八四年)

III

〔原文〕

是當時以蘇州本爲最善、而今亦無存。葉盛『水東日記』又云、邵復孺家有細字小本『東坡大全文集』、松江東日和尚所藏有大本『東坡集』、又有小字大本『東坡集』。盛所見皆宋代舊刻、而其錯互已如此。觀『捫虱新話』稱、「葉嘉傳」乃其邑人陳元規作、「和賀方回青玉案」詞乃華亭姚晉作。集中如「睡鄉」、「醉鄉記」、鄙俚淺近、決非坡作。今書肆往往增添改換、以求速售、而官不之①禁云云。則軾集風行海内、傳刻日多、而紊亂愈甚、固其所矣。

〔校勘〕

① 書前提要、作知。

〔訓詁文〕

是れ當時蘇州本を以て最善と爲す、而るに今亦た存する無し。葉盛の『水東日記』に又た云う、「邵復孺の家に細字小本の『東坡大全文集』有り、松江の東和尚蔵す

る所に、大本『東坡集』有り、又た小字大本『東坡集』有り」と。盛の見る所、皆宋代の旧刻なり、而るに其の錯互已に此の如し。『捫虱新話』を觀るに、「『葉嘉伝』は乃ち其の邑人の陳元規の作なり、「賀方回到和する青玉案」の詞は乃ち華亭の姚晋の作なり。集中の『睡郷』、『醉郷記』の如きは、鄙俚淺近にして、決して坡の作に非ず。今の書肆は往往にして増添改換し、以て速かに售らんことを求め、官は之を禁ぜず云々」と稱す。則ち軾の集海内に風行し、伝刻日に多し、而して紊乱愈いよ甚だしきは、固より其の所なり。

〔現代語訳〕

當時に蘇州本は最も良いテキストとされていたけれども、今は存在していない。葉盛の『水東日記』にまた次のように述べている。「邵復孺の家に細字小本の『東坡大全集』があり、また東日和尚の藏書に、大本の『東坡集』があり、また更に小字大本の『東坡集』がある。」と【一】。葉盛が見たテキストは皆宋代の古い版本であるが、既にこのように乱れていた。『捫虱新話』を見てみると、「『葉嘉伝』は実は『捫虱新話』の著者である陳善の同郷の人である陳元規の作品であり、「賀方回到和する青玉案」

の詞は華亭の姚晋の作品である。文集の中の「睡郷」、「醉郷記」といった作品は卑しくて淺薄である。決して蘇軾の作品ではない。今の書店は往々にして別の作品を増したり入れ替えたりしている。なぜなら、それは本を早く売らんがためである。しかし、役所はこれを禁じなかつた、云々」と述べている【二】。そこで、蘇軾の文集は海内に流行し、伝えられたテキストも日増しに多くなり、ますます乱れるようになった。これがもともとの原因であらう。

〔注釈〕

【一】祝尚書氏の『宋人別集叙録』の案語によれば、邵復孺の「孺」は「儒」の誤りである。邵復孺（儒）は名が享貞、宋末の進士である桂子の孫であり、著に『蛾術集』がある。

提要に「東日和尚」と作っているが、間違っている。

正しくは「啓東白和尚」である。明の何良俊の『四友齋叢説』巻十六に、「郡中有一僧、名善啓、字東白、號曉庵、亦有詩名、能書。永樂中召至京修永樂大典。初居延慶寺、後爲僧官、住持南禪。周文襄公爲巡撫、甚重之。」とある。また、『明詩綜』卷九十一、明の張萱の『西園聞見録』卷

一百五にも、啓東白和尚についての記載が見える。

葉盛（一四二〇—一四七四）は『水東日記』において、次のように言っている。

松江啓東白和尚所藏大本東坡集四十卷又二十卷、奏議十五卷、内制十卷、外制十五卷、前有御製賜蘇嶠序。又有小字大本、前有誥詞并嶠謝表及黃門所爲乃兄誌銘。云卽書今陳宗信買得。東白書今在吉安周文襄公家。

（四庫本『水東日記』卷二十）

【二】汲古閣本『捫虱新話』（卷六）は「姚晉」を「姚晉道」に作っており、次のようである。

東坡集有「葉嘉傳」、此吾邑陳表民作也。表民名元規、不及見其人、蓋名士也。予在中江見朱漕、說坡集和賀回「青玉案」卒章有「曾濕西湖雨」之句、人以爲坡詞、此乃華亭姚晉道作也。余嘗恨荆公文字至今無全集、蓋前世韓、柳文亦必假李漢、劉禹錫編次。然荆公嘗云、李漢豈知退之者、編其文、不擇美惡、有不可以示子孫者。以此語問弟子、意有在焉。其文迄無善本。坡亦嘗言、曾子固編『李白集』、而無「贈懷

素草書」及「笑矣乎」數首、皆貫休以下、格調卑弱。

子固確有智識、故深可怪。此亦坡以自見也。予觀坡集中、如「醉鄉」、「睡鄉記」之類、鄙俚淺近、決非坡作。或云坡只有「江搖柱傳」、它皆非是。今市書肆往往增添改換、以求速售、而官不之禁也。雖歐公集已經東坡纂類、至今猶有續添之文、況未編者乎。然蜀中亦竟無全本、不知其何故也。豈一時門生故吏無劉李之識、抑其家子孫之過。

（陳表民葉嘉傳」条、『四庫全書存目叢書』所收）

IV

〔原文〕

然傳本雖夥、其體例大要有二。一爲分集編訂者、乃因軾原本原目而後人稍增益之。即陳振孫所云杭本。當軾無恙之時、已行於①世者、至明代江西刻本②猶然。而重刻久絕。其一爲分類合編者。疑即始於③居世英本。宋時所謂『大全集』者、類用此例。迄明而傳刻尤多。有七十五卷者、號『東坡先生全集』、載文不載詩、漏略④尤甚。有一百十四卷者、號『蘇文忠全集』、版⑤稍工而編緝無法。

此本乃國朝蔡士英所刊。蓋亦據舊刻重訂、世所通行。今故用以⑥著錄。集首舊有『年譜』一卷、乃宋南海王宗稷所編。邵長蘅、查慎行補注軾詩、稱其於作詩歲月、編次多誤。以原本所有、今亦並存焉。⑦

〔校勘〕

- ① 書前提要、作于。
- ② 書前提要、作刊本。
- ③ 書前提要、作于。
- ④ 書前提要、殿本作畧。
- ⑤ 書前提要、殿本作板。
- ⑥ 書前提要、無以字。
- ⑦ 書前提要、焉字下有「乾隆四十六年恭校上、總纂官臣紀昀陸錫熊臣孫士毅總校官陸費墀」句。

〔訓讀文〕

然れども伝本多しと雖も、其の体例大要二有り。一を分集して編訂する者と為す。乃ち軾の原本原目に因りて後人稍や之を増益す。即ち陳振孫の云う所の杭本なり。軾恙無きの時に当りて已に世に行わるる者にして、明代

の江西刻本に至るも猶お然り。而るに重刻久しく絶ゆ。其の一を分類して合編する者と為す。疑うらくは即ち居世英本より始まるならん。宋の時の所謂『大全集』は、類ね此の例を用う。明に迄びて伝刻尤も多し、七十五卷なる者有り、『東坡先生全集』と号し、文を載せて詩を載せず、漏略尤も甚だし。一百十四卷なる者有り、『蘇文忠全集』と号し、版稍工なれども編緝に法無し。此の本は乃ち国朝の蔡士英の刊する所なり。蓋し亦た旧刻に抛りて重訂し、世に通行する所なり。今故に用いて以て著録す。集の首に旧『年譜』一卷有り、乃ち宋の南海の王宗稷の編する所なり。邵長蘅、查慎行 軾の詩に補注して、「其の作詩の歲月に於いて編次に誤り多し。」と称す。原本の有る所を以て、今亦た並びに存す。

〔現代語訳〕

しかしながら、伝わってきたテキストは多いとはいえず、その編集のスタイルは大まかに二種類がある【一】。一つは集に分けて編んだものである。これは後世の人が蘇軾の文集のもともとのテキスト及びその目録によって幾らか補足して編んだものである。即ち陳振孫の言う杭本がこれに当たる。蘇軾の生前に既に世間で広まり、明代

の江西刻本になつてもなお同じであつた。しかし、その重ねて刊刻することは長らく絶えてしまつた【二】。また、一つは類に分けて合わせて編まれたものである。おそらくこれは居世英の版本から始まつたのであろう。宋の時の所謂『大全集』は、大体この体例を用いている。明の時代に至つて、伝えられたテキストが最も多くなつた【三】。七十五巻のテキストがあり、『東坡先生全集』と号して、文章は載せて詩は載せておらず、その上、遺漏、省略が全く甚だしい【四】。一百十四巻のテキストがあり、『蘇文忠全集』と号して、刻板はやや整つてはいるけれども、編緝に一定の決まりがない【五】。このテキストは国朝の蔡士英によつて刊刻されたものである。思うに、これも古い版本によつて改めて編集されたものであり、世に通行している。それ故に、今このテキストを著録する【六】。文集のはじめにもともと『年譜』一卷があり、宋の南海の王宗稷が編んだものである。邵長蘅、査慎行は蘇軾の詩に注釈を補つた時、創作時期に沿つた作品の排列に誤りが多いと称した。しかし、これはもともとのテキストにあるものであるから、今はそのまま残すことにする。

〔注釈〕

【一】提要が言うところの「其體例大有二」は、一つはもともとあつた集をそのまま合せて編まれたものであり、所謂東坡七集がその系統である。もう一つは類に分けて合わせて編まれたものであり、即ち詩歌、文章などのジャンルによつて編修したものである。四庫全書に著録されている『東坡全集』がその系統である。楊忠氏の前掲論文において、前記二種類に収められていないものがあると指摘しており、提要のいわゆる二種類の他に、補遺のために編まれたものを挙げてゐる。趙希弁の『讀書附志』に著録された『東坡先生別集』三十二巻、『続別集』八巻、また『直齋書錄解題』に著録された『東坡別集』四十六巻、また更に明の万曆戊申（一六〇八）年に康丕揚によつて刊刻された『重編東坡先生外集』八十六巻などがそれである。

【二】陳振孫、邵博の記述によると、集に分けて編んだテキストは京師本、杭本、蜀本、建安本の四種類がある。京師本、杭本は蘇軾の生前に刊行されたものであり、蜀本、建安本は蘇軾が亡くなつた後に刊行されたものである。杭本、建安本には「応詔集」が収録されておらず、蜀本は「応詔集」を収録している。京師本が「応詔集」を収録しているかどうかは不明である。

また、右述の四種類の他にも、また南宋の曹訓本など、幾つかのテキストがある。

【三】類に分けて合わせて編まれたテキストとしては一百一十二卷本、一百一十四卷本、一百一十五卷本、七五卷本などがあり、そのほとんどが明版である。

【四】余嘉錫氏の前掲論文によれば、七十五卷本『東坡先生全集』には、陳仁錫編、茅坤編の二種類があり、また、別に刊行者不明の大字本がある。孔凡礼氏による点校された『蘇軾文集』（中華書局、一九八六）は、茅坤編の七十五卷本を底本としている。提要に指摘されている「漏略尤甚」の問題について、劉尚榮氏は「新版『蘇軾文集』書後」（劉氏前掲書に所収）において、反論を提出しており、詳しくはそれを参考されたい。

【五】提要にいう「編輯無法」について、孔凡礼氏は『蘇軾文集』の「点校説明」において次のように述べている。

該本卷一、卷二爲賦、卷三至卷三十一爲詩、其餘爲文。該本紕繆頗多。以詩而論、卷三收五古四十三首。其開章第一篇、爲「送宋構朝散知彭州迎侍二親」、令人不解。在這一卷中、「送楊孟容」「送淵師歸徑山」凡兩處。以文而論、「孫武論」二篇、一列卷三十四經

史論、一列卷三十五人物論。分類之中、有經史論、又有經論。又往往有「續添」、如「論武王」、不列入人物論、而列入史論「續添」。史論「續添」中、又有經論……該本無序跋、似爲坊間書賈倉卒間所爲。

【六】清咸豐年間（一八五一—一八六一）、劉漢臣は明嘉靖本『東坡七集』の跋文において、次のように言っている。

東坡先生詩文集、予幼時買得一分類本、計七十五卷、乃金陵□肆刻本、殊惡劣、無可取。後又得一本、計一百一十五卷、姑蘇黃氏刻於前明萬曆中、紙板精好、殊快心目。

劉漢臣氏の跋文によれば、提要にいう七十五卷本は金陵□肆刻本である可能性が高い。また、四庫全書に著録された蔡士英本が底本としたテキストは不明である。楊氏は前掲論文において、次のように推測している。

『四庫全書総目提要』云蔡士英本拠旧本翻彫、所拠「旧本」或許即北函（中国国家図書館）所藏明刻一百十五卷本、因爲該本與四庫本卷首均有「東坡全集凡

例)、二本分巻次第亦均相同。

蔡士英本の底本について、余嘉錫氏、祝尚書氏も考察しているが、結論に大きな違いはなく、明版の一百十五巻本を底本にしたと考える点では、一致している。詳しくは両氏のそれぞれの前掲論文を参照されたい。

祝氏の前掲論文によれば、蔡士英本は現在、三部が確認されており、それぞれ遼寧省図書館、中山大学図書館、華東師範大学図書館に所蔵されている。

また、劉尚榮氏は「新版『蘇軾文集』後」(劉氏前掲書に所収)において、蔡士英本を次のように評価している。

後者は『四庫提要』著録之本、但取材不足(如尺牘較通行本少数百篇)、体例不純(如題跋、志林分類失当又有重出)、且原本難覓、因之皆不宜做底本。

(文教大学大学院言語文化研究科

地域言語文化研究コース 修士課程二年)

文楽鑑賞教室

私は今回の文楽鑑賞教室で文楽を初めて観ることになりました。また文楽のような伝統芸能を観ることも初めてでありました。観るものすべてが新しいもののように感じられました。内容は初めて観る私にも非常にわかりやすく、二つのお話の間に行われた解説を聞いたことで、より文楽の魅力を感じることができました。それは、太夫の語りと三味線の開演してまず私が驚いたことは、太夫の方の語りも三味線の音で、太夫の方々の臨場感漂う迫力のある声と会場全体に響き渡る三味線の音が、会場の観客を皆文楽の世界へと引き込んでいく、そのような印象を受けました。また、伝統芸能といえども、ベテランの方々だけで進められていくのではなく、太夫や人形遣いの中には私とさほど年齢の差がないような方もいらっしゃいました。解説の時に説明をいただいた方も若かったのですが、まさにプロの技と言わんばかりの立ち振る舞いでした。

今回の文楽鑑賞教室の演目は「朝猿(うつぼざる)」と「恋女房染(分)手綱(こい)にようぼうそめわけたづな」の二つと解説でした。「朝猿」は、ある大名が猿引きの連れた猿を自分の鞆(うつぼ)に使用したいから猿を寄せと猿引きに言うが猿引きは断る。そこで怒った大名が猿を殺そうと杖を振り上げると猿は芸の合図と勘違いして芸を始める。その様子を見せた大名はかわいそうに思いい、猿引きから猿を取り上げることをやめる、という内容でした。この物語中に登場する猿の人形の動きが、本物の猿と見違えるかのような動きでした。

人形遣いの方には足遣い、左遣い、主遣いという三役があるのだが、その一つ一つの技を身に付けるために何年もの修行を積まなくてはならないというのを知り、私は人形遣いの方々の厳しさを感ずることができました。私は人形遣いの命を吹き込むことなどはないか、と今回の文楽鑑賞教室を通して感じ、今後も様々な伝統芸能に触れていきたいと思いました。(国語四年 石井将太)